

公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書

平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

㊞

次の、業務委託 にかかる公募型指名競争入札に参加します。
なお、下記事項の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 次の○を付けた委託名称の入札参加を希望します。

- () 平成30年度 市営住宅使用料等納入通知書等にかかる帳票・封筒作成、データ出力、処理業務委託
- () 平成30・31年度収入申告書等にかかる帳票・封筒作成、データ出力、処理業務委託
- () 平成30年度応能減額・家賃減免(更新)申請書等にかかる帳票・封筒作成、データ出力、処理業務委託

2. 連絡先

所属名

氏名

電話番号

FAX番号

3. 誓約事項

- (1) 平成29・30年度大阪市入札参加有資格者名簿に次の種目全てで登録していること。
「05:活平版、07:フォーム印刷、10:情報処理-01:情報処理-03:データ入力・作成、03:運搬請負-03:梱包・発送-01:梱包作業」
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

※ 大阪市住宅供給公社ホームページ (<http://www.osaka-jk.or.jp/>) に掲載の「個人情報の取扱いについて」に基づき、入札等の手続きにおいて、大阪市住宅供給公社が取得した情報を契約等の目的のため、正当な事業範囲内で利用することに同意します。

使用印鑑届

使用
印鑑
届

		平成	年	月	日
使用印	商号または 名称				法務局・市区町村長の 証明した代表者・本人 の印鑑（実印）
	代表者役職 氏名				
	受任者 （役職氏名）				

上記の印鑑は、入札参加資格の登録、入札、見積もり、契約の締結等、代金の請求・受領に使用します。

※使用印鑑については、本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名、支店登録の場合は、受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限ります。（ただし実印であっても、役職名又は氏名が表示されていないものは使用印鑑とすることはできません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。又、社名や部署名だけの印鑑も使用印鑑とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。）

※ 提出された使用印鑑届及び印鑑証明書につきましては、上記業務等に係る目的のため、公社 HP (<http://www.osaka-jk.or.jp/>) に掲載の「個人情報の取扱いについて」に基づき、正当な事業範囲内で利用いたします。

※ 3 事業年度取引が発生しなかった場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書を廃棄し登録を抹消します。

委任状

平成 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 様

(委任者) 本店 (主たる営業所)

所在地 _____

商号 又は名称 _____

代表者役職氏名 _____

実印

下記の者を代理人と定め、貴社における契約について次のとおり権限を委任します。

記

(受任者) 支店又は営業所

所在地 _____

名称 _____

役職・氏名 _____

使用印

(委任事項)

1. 入札参加資格者登録の申請について
2. 入札及び見積りについて
3. 契約の締結、変更及び解除について
4. 代金及び保証金の請求並びに受領について
5. 復代理人の選任及び解任について
6. 契約の履行に関する保証契約の締結について

入札参加申請書類 作成上の注意事項

ア 公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書

- ・ 使用印鑑届の使用印を押印すること。
- ・ 受任者を設ける場合は、受任者名で申請すること。

イ 使用印鑑届

使用印鑑が実印と同一であっても、使用印欄は押印すること。

※使用印鑑については、本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名、支店登録の場合は、受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限りません。(ただし実印であっても、役職名又は氏名が表示されていないものは使用印鑑とすることはできません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。又、社名や部署のみの印鑑も使用印鑑とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。)

ウ 委任状

- ・ 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ提出すること。
- ・ 受任者は支店長、営業所又はこれに準ずる地位以上の者に限る。
- ・ 受任者印は使用印鑑届の使用印を押印すること。

エ 印鑑証明書《原本》

申請日時点において発行日より3ヶ月以内のもの。